

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 1 月 28 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 8 年 1 月 30 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
一宮市	3 者	玉野字西田島 34 番 1 ほか 7 筆
瀬戸市	2 者	駒前町 577 番ほか 2 筆
春日井市	1 者	坂下町 5 丁目 12 番 1 ほか 109 筆
犬山市	2 者	今井七丁目 108 番ほか 2 筆
江南市	2 者	小折町八反畑 299 番ほか 2 筆
小牧市	2 者	林北 125 番ほか 4 筆
稻沢市	4 者	高御堂四丁目 271 番ほか 87 筆
岩倉市	1 者	川井町天神東 6 番ほか 6 筆
豊明市	9 者	沓掛町上山 119 番 4 ほか 117 筆
清須市	2 者	春日払前 16 番ほか 1 筆
愛知郡東郷町	1 者	大字和合字大坂 204 番ほか 2 筆
丹羽郡大口町	11 者	外坪一丁目 304 番ほか 82 筆
丹羽郡扶桑町	2 者	大字小淵字宮東ノ切 49 番ほか 5 筆